





## 市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

平成30年6月22日提出

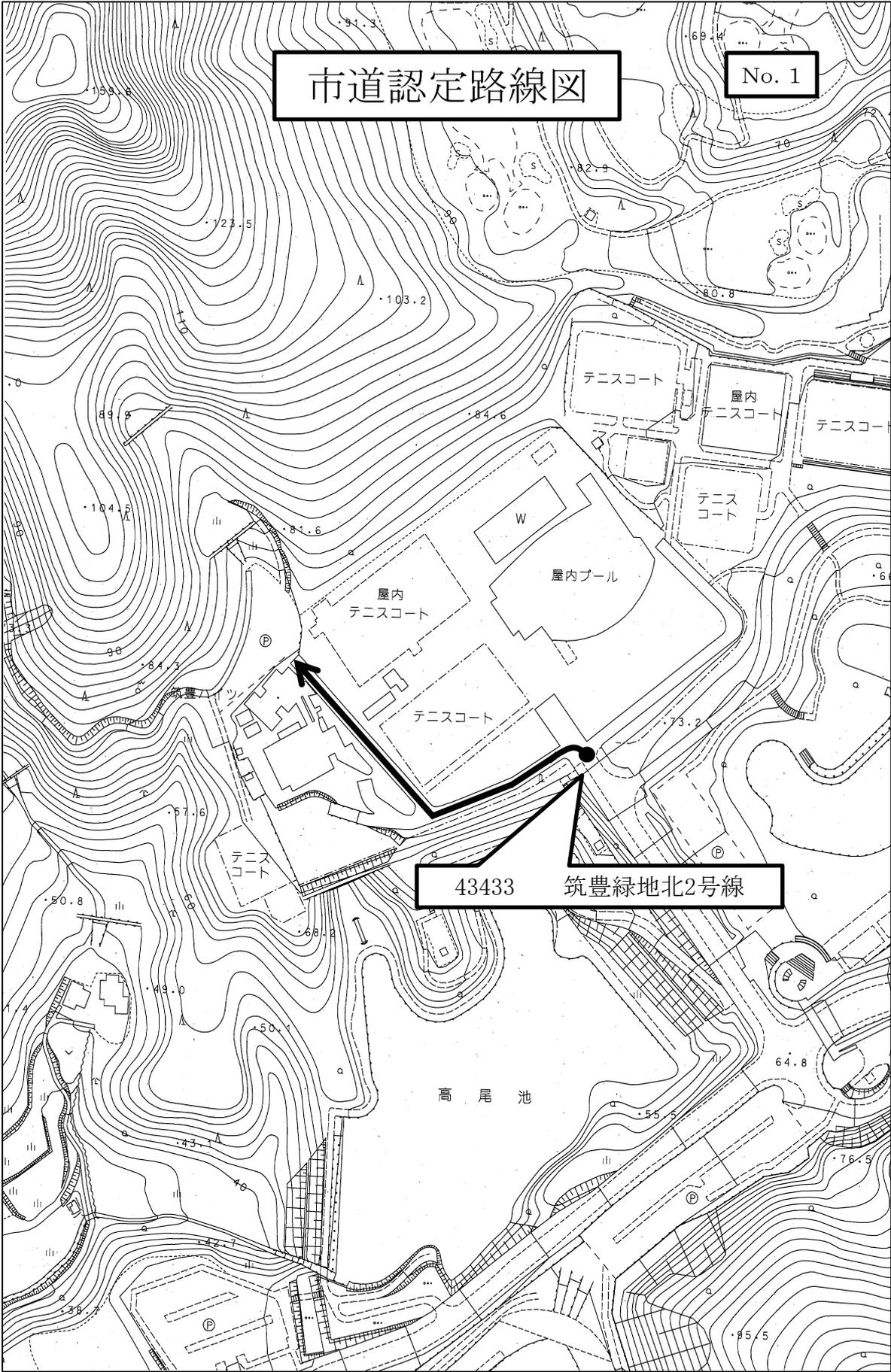
飯塚市長 片 峯 誠

## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

## 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	43433	筑豊緑地北2号線	仁保8-25地先	仁保8-37地先	7.6	215.0	No. 1
				合 計		215.0	



市道認定路線図

No. 1

43433 筑豊緑地北2号線

高尾池

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年6月12日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月22日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 158,112円

1 事故発生の日時、場所

平成30年4月17日(火) 午前9時50分頃

飯塚市川津地内 二瀬交流センター駐車場

2 事故の概要

二瀬交流センターの公用車借用者が、同センター駐車場で方向転換するためバックした際、駐車中の車両に車両右後方部が接触し、相手方車両の右前方バンパー及びライトを損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両右側前方バンパー、ライト損傷

4 事故発生の原因

公用車借用者が車両をバックする際に、後方確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の車両修繕料及び代車費用の158,112円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申し立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	車両修繕料	139,968 円	139,968 円	0 円
	代車費用	18,144 円	18,144 円	0 円

7 事故現場見取図

